

第23回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成31年4月25日（木） 午後3時00分より

会議の場所 JAひだ農業管理センター 2階会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第2 | | 会期の決定について |
| 日程第3 | 報第46号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第4 | 議第167号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第5 | 議第168号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第6 | 議第169号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第7 | 議第170号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第8 | 議第171号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について |
| 日程第9 | 議第172号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第10 | 議第173号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について |
| 日程第11 | 議第174号 | 農用地利用配分計画（案）について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

村上真由美、谷口忠幸、丸山 斉、岩本洋子、山下義隆、鴻巣明久、加藤正雄、小坂治重、黒木甚右エ門、森山 護、下田初秋、道上 修、清水直喜、中田一彦、杉本彰信、洞谷由次、田口康慈

○本日会議に欠席した委員

増田 勝、伊藤 善明

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長：林篤志、農地主事：林義一、

書記：脇坂光生、橋本宏、本山秀治、木戸脇良昭、尾形博司、(代理)中田義博

飛騨農林事務所農業普及課：井之本浩美、林政部長：細野達也、

農地相談員：森本和彦

会 長 ただいまより第23回高山市農業委員会を開催いたします。
本日は、10番増田委員、12番伊藤委員より欠席の報告を受けています。
本日の出席委員は、19名中17名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。

会 長 職務代理が欠席ですので私の方で進行させていただきます

例年JAひだより、職員の人事配置表が配布されていましたが、今年度より諸事情により配布されなくなりました。

業務上JAへの依頼や相談ごともあることを踏まえ、農業関係の役職職員のための名簿を作ってくださいましたので、用件がある場合はまず課長に電話し、担当者を確認のうえその職員と連絡するようお願いいたします。

この時期になりますと、果樹農家においては霜対策のために剪定した枝の野焼きを行う事がありますが、一般市民の方から消防署に通報されたりしますので、必ず事前に消防署へ一報をいれてから実施されるよう周知等お願いいたします。

また、今年の水田は例年になく柔らかい状況です。油断するとトラクタがはまってしまう事がありますので注意をお願いいたします。

本日の総会も議題がいろいろありますが、スムーズに進行できます様よろしくお願ひします。

日程に従ひ、ただいまから議事に移ります。

議長 日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 14番 道上委員と、15番 清水委員を指名しますのでお願ひします。

議長 日程第2 会期の決定について を議題といたします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。

日程第3 報第46号 農地所有適格法人の報告等について
を議題とします。

事務局の説明を願ひします。

林農地主 事 今回は54法人のうち9法人についての報告となります。
農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、
①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。

(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明)

以上、9件について報告いたします。

議長 以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 議第167号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

木 戸 脇
書 記

本日は、4件の上程です。
本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。
(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間を説明)
以上、4件 田畑4筆で 計 3,202 m²についてご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。

続きまして、日程第6 議第159号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

木 戸 脇
書 記

今回は、6件の上程です。
最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。
(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を

求める旨を説明)

(その他の説明)

4番の案件については、転用目的から高山市まちづくり条例の手続きが必要となります。

以上、6件、田畑22筆で計3,599.12㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第6議第169号農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

木戸 脇 本日は16件の上程です。

書 記 当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨、農振除外(用途変更)案件については適用年度及び目的を説明)

(その他の説明)

13番と16番の案件については、転用目的から高山市まちづくり条例による手続きが必要となります。

以上16件、田畑23筆、13,301.5㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上
使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当と
して意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第7 議第170号 農地転用許可後の事業計
画変更の承認申請に意見を付する件について を議題といたしま
す。

事務局の説明を願います。

木戸 脇 今回は1件の上程です。
書記 (案件について、下線表示している計画の変更内容を説明)
以上1件について、ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、農地転用許可後の事業計画変更の承認申
請に意見を付する件については、許可相当として意見を付するこ
とに決定いたします。

続きまして、日程第8 議第171号 現況農地でないものの
証明願に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸 脇 今回は1件の上程です。
書記 非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でな
い土地であることの証明を行うもので、非農地となってから20年
以上経過しており、証明書は公的機関による家屋登記簿や課税証明
等です。

(当案件について、スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写
し、認定を求める地目、面積、確認した証明書の種類と記載されて
いる年を説明)

以上1件、ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第9 議第172号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

事務局の説明を願います。

尾形書記 本日は33件の上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

(各受人について認定農業者、担い手の旨、経営内容、作付け予定作目、使用貸借、貸借にあつては存続期間及び新規の旨を説明)

以上、33件 田97筆 103,983㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

続きまして、日程第10 議第173号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

尾形書記 本日は13件についての上程です。

農地中間管理機構である借人は、貸付候補農用地等リストに基づき、田畑60筆 54,710㎡について、いずれも新規10年の賃貸借権を設定するものです。

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めまして、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について、承認といたします。

続きまして、日程第11 議第174号 農用地利用配分計画（案）について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

尾形書記 本日は60件についての上程です。

(受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間を説明)

以上、60件につきましてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用配分計画（案）について、承認といたします。

以上で本日本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第23回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後4時15分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

道下 修 委員

清水 直喜 委員
